

青森県報

号外第十七号

令和七年
三月二十八日
(金曜日)

目次

○青森県再生可能エネルギー共生税条例……………	(税務課) ……三
○青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例……………	(環境政策課) ……八
○刑法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例……………	(総務文書課) ……一九
○青森県地域民局及び行政機関設置条例の一部を改正する条例……………	(人事課) ……三三
○青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例……………	(同) ……三三
○職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例……………	(同) ……三七
○特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………	(同) ……三六
○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例……………	(同) ……三六
○職員の特殊勤務手当てに関する条例の一部を改正する条例……………	(同) ……三六
○職員の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例……………	(同) ……三六
○職員の退職手当てに関する条例の一部を改正する条例……………	(同) ……三七
○青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………	(市町村課) ……三八
○青森県立三沢航空科学館条例の一部を改正する条例……………	(地域交通課) ……三九
○青森県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例……………	(こども課) ……三〇

○青森県自動車保管場所証明手数料等徴収条例の一部を改正する条例……………(交通規則課) ……三七

○青森県児童福祉法施行条例の一部を改正する条例……………	(同) ……三〇
○水質汚濁防止法第三十三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例……………	(環境保全課) ……三三
○青森県白神山地ビジターセンター条例の一部を改正する条例……………	(自然保護課) ……三三
○青森県動物愛護センター使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例……………	(保健衛生課) ……三三
○青森県国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例……………	(高齢福祉課) ……三三
○青森県水族館条例の一部を改正する条例……………	(観光政策課) ……三三
○青森県空港条例の一部を改正する条例……………	(経済空港課) ……三三
○青森県木道法施行条例の一部を改正する条例……………	(都市計画課) ……三三
○青森県都市公園条例の一部を改正する条例……………	(同) ……三三
○青森県建築確認申請等手数料等徴収条例の一部を改正する条例……………	(建築住宅課) ……三三
○青森県二級建築士及び木造建築士の免許手数料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例……………	(同) ……三三
○青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例……………	(同) ……三三
○青森県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例……………	(同) ……三三
○青森県賃貸住宅条例の一部を改正する条例……………	(同) ……三三
○青森県建築基準法施行条例の一部を改正する条例……………	(同) ……三三
○青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例……………	(同) ……三三
○義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例……………	(職員福利課) ……三三
○青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例……………	(教員員課) ……三三
○青森県三内丸山遺跡センター条例の一部を改正する条例……………	(文化課) ……三三

別表（第三条、第四条関係）

区 分	金 額（一回につき）
個人（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した者に限る。）	三百円
団体（二十人以上のものに限る。）	三百円に十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した者の人数を乗じて得た額の十分の八に相当する額

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

青森県動物愛護センター使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

青 森 県 知 事 官 下 宗 一 郎

青森県条例第十八号

青森県動物愛護センター使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

青森県動物愛護センター使用料及び手数料徴収条例（平成十八年三月青森県条例第三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県動物愛護センター使用料徴収条例

第一条中「（以下「センター」という。）」及び「及び手数料」を削る。

第二条の見出しを「（使用料の納入）」に改め、同条第一項中「センター」を「青森県動物愛護センター」に改め、同条第二項を削る。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

青森県国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

青 森 県 知 事 官 下 宗 一 郎

青森県条例第十九号

青森県国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例

青森県国民健康保険事業費納付金に関する条例（平成二十九年十二月青森県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「市町村間における年齢調整後医療費指数の格差その他の事情を勘案し」及び「以上」以下の範囲内において知事が定める数」を削る。
 第五条を削り、第六条を第五条とし、第七条から第十七条までを一条ずつ繰り上げる。

附則第二項中「第六条、第十条及び第十四条」を「第五条、第九条及び第十三条」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。